

電気需給約款

(高圧・特別高圧)

平成 29 年 3 月 1 日

熊本電力株式会社

電気需給約款（高圧・特別高圧）

I	総則	1
1.	適用	1
2.	定義	1
3.	この需給約款等の変更	2
4.	単位および端数処理	3
5.	実施細目等	3
II	契約の申込み	3
6.	需給契約の申込み	3
7.	契約の要件	5
8.	需給契約の成立および契約期間	5
9.	需要場所	5
10.	需給契約の単位	5
11.	供給の開始	6
12.	引込みおよび計量の単位	6
13.	需給契約書の作成	6
III	料金等	6
14.	料金	6
15.	自家発補給電力に関する特則	7
IV	料金の算定および支払い	8
16.	料金の適用開始の時期	8
17.	料金の算定期間	8
18.	使用電力量等の計量	8
19.	料金の算定	9
20.	料金の支払義務および支払期日	9
21.	料金その他の支払方法	9
22.	保証金	10
23.	料金の改定	10
V	使用および供給	10

24. 契約電力超過金.....	10
25. 適正契約の保持.....	11
26. 力率の保持.....	11
27. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	11
28. 電気の使用に伴うお客様の協力.....	11
29. 施設場所の提供.....	12
30. お客様の電気工作物の使用.....	12
31. 調査および調査に対するお客様の協力等.....	13
32. 供給の停止.....	13
33. 供給停止の解除.....	14
34. 供給停止期間中の料金.....	14
35. 違約金.....	14
36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	15
37. 制限または中止の料金割引.....	15
38. 損害賠償の免責.....	15
39. 設備の賠償.....	15
VI 契約の変更および終了.....	16
40. 需給契約の変更.....	16
41. 名義の変更.....	16
42. 需給契約の終了.....	16
43. 需給開始後の需給契約の終了・変更に伴う料金の精算.....	17
44. 需給開始後の需給契約の終了・変更に伴う工事費の精算.....	17
45. 解除等.....	17
46. 需給契約終了後の債権債務関係.....	18
47. 消費税等の税率変更の際の措置.....	18
VII 工事および工事費の負担金.....	18
48. 供給設備の工事費負担.....	18
49. 計量器等の取付け.....	18
VIII 保安.....	19
50. 保安の責任者.....	19

51. 保安等に対するお客様の協力	19
VII その他	19
52. 管轄裁判所.....	19
53. 守秘義務	19
54. 暴力団排除に関する条項	20
附則	21
1. この需給約款の実施期日	21
2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い	21
3. 供給電圧についての特別措置	21
4. 需要場所についての特別措置	21
5. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置.....	21
別表	22
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	22
2. 燃料費調整.....	22

I 総則

1. 適用

当社が小売電気事業者として、高圧および特別高圧の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）によります。

2. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2)特別高圧

標準電圧 20,000 ボルトをいいます。

(3)契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(4)契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(5)常時供給電力

お客様に常時供給する電気の電力をいいます。

(6)自家発補給電力

当社が供給する電気とお客様が所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客様が所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に充てるために、当社がお客様に供給する電気の電力をいいます。

(7)予備電力

お客様の常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に充てるため予備電線路により供給される電気の電力をいい、次の2種類があります。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電力と同じ電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合、または常時供給変電所から常時供給電力と異なる電圧で供給を受ける場合

(8)夏季/その他季、休日/平日、ピーク時間/昼間/夜間予備電力

下記の表に定める期間および時間をいいます。

記

項目		対象日時
夏季/その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日/平日	休日	土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外

ピーク時間 /昼間/夜間	ピーク時間	日曜日、祝日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

(9)本件一般送配電事業者

お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい、お客様の需要場所に応じて、東京電力パワーグリッド株式会社または九州電力株式会社をいいます。

(10)燃料費調整額

燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別表2に記載の方法により算出された値をいいます。

(11)再生可能エネルギー発電促進賦課金

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいい、別表1に定めるものをいいます。

(12)力率

供給地点ごとに、その1月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。）をいいます。

(13)最大需要電力

お客様の使用された30分ごとの需要電力の最大値であり、本件一般送配電事業者がお客様の需要場所に設置する記録型計量器（以下「計量器」といいます。）により計測される値をいいます。

(14)給電指令

本件一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示をいいます。

(15)接続供給契約

当社がお客様に電気の供給を行うために必要となる、当社が本件一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

(16)託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する本件一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(17)旧一般電気事業者

次の小売電気事業者をいいます。

イ 本件一般送配電事業者が、東京電力パワーグリッド株式会社の場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社

ロ 本件一般送配電事業者が、九州電力株式会社の場合は、九州電力株式会社

(18)JEPX

一般社団法人日本卸電力取引所をいいます。

3. この需給約款等の変更

(1)本件一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、この需給約

款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後のこの需給約款の内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの需給約款によります。また、お客様から求めがあった場合、当社は、お客様に対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。ただし、当社による料金単価の変更は、23（料金の改定）に定めるところによります。

(2)この需給約款に記載する供給条件その他のお客様との需給契約に基づく供給条件を変更しようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3)この需給約款に記載する供給条件その他のお客様との需給契約に基づく供給条件の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- イ 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が500キロワット未満のときで、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- ロ 使用電力量の単位は1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ 力率の単位は、1パーセント（%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ニ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

5. 実施細目等

(1)この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

(2)この需給約款に定めのない事項は、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。また、お客様は、本件一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客様との協議が必要であると判断した場合、本件一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

II 契約の申込み

6. 需給契約の申込み

(1)お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、年間使用予定量、発電設備、業種、用途、需給開始希望日、希望使用期間、および料金の支払方法等

(2)常時供給電力の契約電力は次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

(イ)契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客様との協議を踏まえ、当社と本件一般送配電事業者との協議により定めるものとします。

(ロ)自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則としてその1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ)各月の契約電力は次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合の料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 需要場所における受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と、前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(ロ)需要場所における受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客様と当社との協議により定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ハ)自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則としてその1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客様の最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力はロによって定めます。

- (3) 予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。ただし、お客様に特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。
- (4) 自家発補給電力の契約電力は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議を踏まえ、当社と本件一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (5) お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 契約の要件

お客様に当社が電気を供給する際は、本件一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客様には法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ本件一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および系統連携技術要件を遵守し、本件一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

8. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約はお客様から電力供給の申込みがなされ、契約条件について当社と合意に達したとして、需給契約書を締結したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は次によります。なお、ロに基づき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客様との契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることがあり、お客様は、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 契約期間は需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までを最低の単位といたします。
 - ロ 契約期間満了日の3ヵ月前に先だってお客様、または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

9. 需要場所

需給契約書においてあらかじめ定める、当社が供給した電気をお客様が使用する場所をいい、次のとおり取り扱います。

- イ 1 構内または1 建物を1 需要場所といたします。なお、この場合、構内とは、柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは独立した建物をいいます。
- ロ 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときはイにかかわらず、その隣接する複数の構内を1 需要場所とすることがあります。
- ハ イおよびロにかかわらず、本件一般送配電事業者において1 需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱といたします。

10. 需給契約の単位

当社はお客様との協議を踏まえ、次に掲げる場合を除き、1 需要場所について、1 需給契約を結びます。

- イ 1 需要場所において、常時供給電力、自家発補給電力または予備電力のうち2 以上を契約する場合

ロ その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事業がある場合

11. 供給の開始

- (1)当社はお客様の需給契約内容で合意に達したときには、お客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。
- (2)天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 引込みおよび計量の単位

- (1)当社は、次の場合を除き、1 需要場所につき、1 供給電気方式および1 引込みをもって電気を供給いたします。
- イ 予備電力をあわせて契約する場合
 - ロ その他技術上、経済上やむを得ない場合
- (2)当社は特別の事情がない限り、1 需給契約につき、1 計量をもって電気を供給いたします。

13. 需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金等

14. 料金

- (1)料金は、次に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金および自家発補給料金ならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、支払期日までにお支払いいただきます。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、当該割引または割増しをしたものをいいます。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(3)により算定された燃料費調整額を差し引いたもの、または加えたものとします。なお、お客様が契約電力を超えて電気を使用された場合は、24（契約電力超過金）に定める金額を申し受けません。
- イ 基本料金
基本料金は1月につき需給契約書に定めた料金単価といたします。
 - ロ 従量料金
従量料金は需給契約書に定めた料金単価にその1月の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、需給契約書において料金単価が区分されている場合には、その区分ごとの料金単価にその区分が適用される季節または時間帯の使用電力量を乗じた金額の合計により算定いたします。
 - ハ 予備電力
常時供給設備の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける場合は次の通りといたします。
 - (イ)予備線料金
基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定めた予備線料金を適用し、従量料金に関しては、1月の予備電力の使用電力量に常時供給分の料金単価を乗じた金額とします。

(ロ)予備電源料金

基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定めた予備電源料金を適用し、従量料金に関しては、1月の予備電力の使用電力量に常時供給分の料金単価を乗じた金額とします。

ニ 自家発補給料金

お客様の責に帰すべき理由により、お客様の発電設備等の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため電気の供給を受ける場合は、次のとおりといたします。

(イ)基本料金は需給契約書に定められた基本料金の $[9.1/9.09091]$ パーセントを割増したものを適用いたします。ただし全く電気を使用しない月における1月の基本料金は基本料金の10パーセントを割増したものの30パーセントといたします。

(ロ)従量料金は次のとおりといたします。

- a 使用日の前日10時までに当社へ使用の通告を行った場合、需給契約書に定められた従量料金の10パーセントを割増したもの
- b a以外の場合、需給契約書に定められた従量料金の25パーセントを割増したもの

(2)お客様が支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は支払期日の翌日（同日を含みます。）から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税（以下総称して「消費税等」といいます。）に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて得た金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。延滞利息は原則として、お客様が延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(3)需要場所の負荷の力率が85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しし、力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引いたします。

15. 自家発補給電力に関する特則

(1)お客様は、供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、事後すみやかに当社に通知していただきます。また、当社は必要に応じてお客様から電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録等の資料を提出していただきます。

(2)お客様が実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客様と当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の1ヶ月前に再協議してその時期を確認の上、お客様は実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。

なお、当社または本件一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客様と協議の上、実施時期を変更させていただく場合があります。

(3)大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、または渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために自家発補給電力を使用できないものとします。

IV 料金の算定および支払い

16. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合、およびお客様の責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

17. 料金の算定期間

料金の算定期間は毎月 1 日から当該月の末日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間、または契約が終了した日の属する月の 1 日から終了日の前日までの期間といたします。

18. 使用電力量等の計量

(1)使用電力量の計量は(5)の場合を除き、本件一般送配電事業者が設置した記録型計量器により 30 分単位で計量いたします。なお、計量の結果は料金の算定期間ごとにすみやかにお客様にお知らせいたします。

(2)最大需要電力の計量は、需給契約書に定める検針基準日における検針日に本件一般送配電事業者が設置した記録型計量器による 30 分最大需要電力計の読みによります。

(3)使用電力量および最大需用電力に関し、常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合は次のとおりとします。

イ 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、その 1 月の 30 分最大需要電力計の値が常時供給電力の契約電力を超えないときは、(ロ)にかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ロ 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、自家発補給電力を使用されたときは、その 1 月の 30 分最大需要電力計の値が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力との合計を超える場合で次に該当するときは除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(イ)超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(ロ)超過の原因が明らかでない場合は、主契約と自家発補給電力との契約電力の比で按分して得た値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

ハ 主契約と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値とします。

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

(イ)自家発補給電力の使用の前月または前年同月における主契約の各時間帯別の平均電力

(ロ)自家発補給電力の使用の前 3 月間における主契約の各時間帯別の平均電力

(ハ)自家発補給電力の使用の前 3 日間における主契約の各時間帯別の平均電力

- ニ 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに、使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力といたします。
- ホ 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものといたします。

- (4)力率の算定は、本件一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行うものといたします。
- (5)乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (6)計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客様と当社との協議によって定めます。

19. 料金の算定

- (1)料金は次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の需給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2)(1)イまたはロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。(1)イの場合において供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。
- (3)(1)イの場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の電力量については、料金の変更があった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

20. 料金の支払義務および支払期日

- (1)お客様の料金の支払義務が発生する日は、原則として、毎月料金算定の対象となる月の末日といたします。ただし、18（使用電力量等の計量）(5)の場合は料金の算定期間の使用電力量、または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、需給契約が終了した場合は終了日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2)お客様の料金の支払期日は、支払義務発生日の「翌月末日」といたします。なお、支払期日までの最終日が金融機関の休日に該当する場合は、その後の最初の金融機関の休日以外の日といたします。
- (3)工事費負担金その他の需給契約に基づき発生する金銭債務（料金を除きます。）については、当社が指定する日を支払期日といたします。

21. 料金その他の支払方法

- (1)料金については毎月、お客様の指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法により支払っていただきます。この場合、お客様は当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただくものとし、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2)工事費負担金その他の需給契約に基づき発生する金銭債務（料金を除きます。）についてはそのつど、当社の指定する金融機関等の口座に振り込む方法により支払っていただきます。この場合、その金融機関等の口座に振り込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。当該振り込みに係る手数料は、お客様に負担していただきます。

22. 保証金

- (1)当社は供給の開始もしくは再開に先だつて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヵ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2)保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3)当社は需給契約が終了した場合、またはお客様が支払期限を超過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客様の支払額に充当することがあります。この場合、当該充当した後の保証金の不足分をお客様に補充していただくことがあります。
- (4)当社は保証金について利息を付しません。
- (5)当社は、23（料金の改定）(1)、42（需給契約の終了）または45（解除等）(1)もしくは(3)、54（暴力団排除に関する条項）(3)の規定により需給契約が終了したときは、保証金（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。

23. 料金の改定

- (1)旧一般電気事業者が、電気需給約款の変更等により、同種の料金について基本料金単価の改定を公表した場合、当社はおお客様に対し、基本料金改定のための協議を申し入れることができ、お客様は誠実に協議に応じるものとします。なお、この協議において基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、当社は、45（解除等）(1)の手続きに従い、需給契約を解約することができるものとします。
- (2)旧一般電気事業者が、電気需給約款の変更等により、同種の料金について電力量料金（従量料金）単価を改定した場合、当社の電力量料金単価についても、3（この需給約款等の変更）(1)の手続きに従い、旧一般電気事業者の電力量料金単価改定と同一期日をもって、同様の改定をおこうものとします。
- (3) 次の各号に定める場合、当社は、3（この需給約款等の変更）(1)の手続きに従い、料金を変更することができるものとします。
 - イ 天災・戦争・暴動または内乱があったとき
 - ロ 我が国における資源・エネルギー政策の大幅な変更、電気事業法およびその関連法、監督官庁によるガイドライン等の変更等が発生したとき、その他、国・地方公共団体その他の公的機関の命令・指示または行政指導があったとき
 - ハ JEPXの利用不能が生じたとき、その他JEPX調達価格が当社の想定を著しく上回り変動したとき
 - ニ 事故その他の原因による送配電網の利用不能となったとき
 - ホ 当社の委託する電気需給管理会社の責めとなる理由により当該委託に関する契約の履行不能があったとき
 - ヘ 当社の想定を著しく上回る経済市況の変動があったとき
 - ト 前各号に掲げるもののほか、当社の責めとならない理由により料金を変更することが相当となったとき

V 使用および供給

24. 契約電力超過金

- (1)契約電力が500キロワット以上のお客様が契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約電力超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。なお、

契約電力超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

(2)(1)の場合、当社はおお客様と協議の上、翌月以降の契約電力を適正に変更し、また当該変更に応じて基本料金を変更できるものとします。

(3)(2)の協議において、契約電力および基本料金の変更に関する合意が得られなかった場合には、当社は45（解除等）(1)の手続きに従い需給契約を解除することができるものとします。この場合、精算金等が発生した場合はお客様にご負担いただきます。

25. 適正契約の保持

24（契約電力超過金）(2)に掲げる場合のほか、当社が、本件一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合、お客様は、その求められた内容に従い、すみやかに本契約を適正なものに変更していただきます。

26. 力率の保持

(1)需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、全く電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントといたします。

(2)技術上必要がある場合、当社はおお客様に対して進相用コンデンサの開閉をお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議を踏まえ、本件一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

27. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または、本件一般送配電事業者が次の各号の業務を実施するため必要がある場合、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客様には、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、本件一般送配電事業者の係員は所定の証明書を提示いたします。

イ 需給地点に至るまでの本件一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の本件一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ 51（保安等に対するお客様の協力）によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務

ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客様の電気の使用用途の確認

ニ 計量器の検針または計量値の確認

ホ 23（料金の改定）(1)、32（供給の停止）、42（需給契約の終了）(1)、45（解除等）(1)もしくは(3)または54（暴力団排除に関する条項）(1)により必要な処置

ヘ その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務、または本件一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

28. 電気の使用に伴うお客様の協力

(1)お客様の電気の使用が、次の原因等で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または本件一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは

支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、本件一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2)お客様が発電設備を新たに本件一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、当社は本件一般送配電事業者の定める発電設備系統連係サービス要綱に準じて、当該発電設備についてアンシラリーサービス（本件一般送配電事業者が確保する調整力等を用いて周波数を適正な範囲に維持するサービスをいいます。）料を申し受けます。また、お客様が電気設備を本件一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、本件一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、本件一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

(3)電気の供給の実施に伴い、本件一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

(4)電気の供給の実施に伴い、お客様は当社に必要なに応じて、使用電力量の計画書を提出していただきます。

29. 施設場所の提供

次の場合において、本件一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客様が求められた場合、および当社が必要に応じてお客様の電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客様に求めた場合にはお客様はそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

イ お客様（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客様を含みます。）のみのためにお客様の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合

ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合

ハ 通信設備等を設置する場合

ニ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

30. お客様の電気工作物の使用

お客様は、次のお客様の所有物については、本件一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。

イ お客様の負担でお客様が施設した付帯設備（お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）

- ロ お客様の負担でお客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ハ お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な次の各号の付帯設備
 - (イ)鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物
(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)
 - (ロ)お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - (ハ)その他(イ)または(ロ)に準ずる設備
- ニ お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- ホ 本件一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためのお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

31. 調査および調査に対するお客様の協力等

- (1)お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、本件一般送配電事業者、または本件一般送配電事業者が業務の全部もしくは一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、本件一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客様の承諾をえてお客様から電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客様は、本件一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2)お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および本件一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

32. 供給の停止

- (1)お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給の停止を本件一般送配電事業者に依頼することがあり、本件一般送配電事業者により、お客様にあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内の本件一般送配電事業者または当社の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、本件一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 本件一般送配電事業者以外の者が需要場所における本件一般送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続を行った場合
- (2)お客様が次のいずれかに該当し、当社が本件一般送配電事業者からその旨の警告を受けた場合で、当社がお客様にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給の停止を本件一般送配電事業者に依頼することがあり、本件一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に本件一般送配電事業者の供給設備を使用、または電気を使用した場合
 - ハ 27（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および本件一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客様がこの需給約款において、

本件一般送配電事業者の求めに応じること、本件一般送配電事業者に権限を付与することもしくは本件一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは本件一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

ニ 28（電気の使用に伴うお客様の協力）(1)および(2)によって必要となる措置を講じられない場合

ホ 28（電気の使用に伴うお客様の協力）(3)に反してお客様が本件一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続した場合

(3)次のいずれかに該当するものとして、当社が本件一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客様に 24（契約電力超過金）(2)および 25（適正契約の保持）に定める適正な契約への変更および適正な使用状態への修正を求めた場合で、お客様がその変更に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を本件一般送配電事業者に依頼することがあり、本件一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ 契約電力を超えて接続供給を利用する場合

ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、高圧または特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限りです。）

(4)その他お客様が託送供給等約款に反した場合には、当社は、当該電気の供給の停止を本件一般送配電事業者に依頼することがあり、本件一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

(6)(1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、本件一般送配電事業者により供給停止のための必要な処置が行われますが、当社は本件一般送配電事業者に供給停止のための適切な処置を依頼することがあります。

33. 供給停止の解除

32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに電気の供給を本件一般送配電事業者に依頼し、本件一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

34. 供給停止期間中の料金

32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金を 19（料金の算定）(3)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客様より申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

35. 違約金

(1)お客様が 32（供給の停止）(3)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

(2)(1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3)不正に使用した期間が確認できないときは、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、本件一般送配電事業者により供給時間中にお客様の電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- イ 本件一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ロ 本件一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ハ 非常変災の場合
- ニ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
- ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2)(1)の場合には、本件一般送配電事業者によりお客様に給電指令が行われます。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。この場合、必要に応じて、本件一般送配電事業者からお知らせがされます。

37. 制限または中止の料金割引

当社は、36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合であっても、基本料金の割引はいたしません。

38. 損害賠償の免責

(1)当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客様の受けた損害の賠償の責めを負いません。

(2)36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって本件一般送配電事業者が電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただいた場合には、当社はおお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社および本件一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

(3)お客様が6（需給契約の申し込み）(2)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。

(4)32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、または23（料金の改定）(1)に従い需給契約を解約した場合、45（解除等）によって需給契約を解除した場合、もしくは需給契約が終了した場合には、当社はおお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5)当社は、お客様が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

(6)天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客様または当社が損害を受けた場合、当社またはお客様は、その損害について賠償の責めを負いません。

39. 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社および本件一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- イ 修理可能の場合
修理費
- ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価格と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

40. 需給契約の変更

需給契約の内容は、原則として契約期間中はお客様の申し出による変更はできません。やむを得ずお客様が需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、新しい契約内容に変更できるものとし、また、お客様の電気の使用が、お見積り時の料金算定根拠と異なる場合には、当社は別途お見積り後に改めて料金を算定し、当社は需給契約の内容を変更することができるものとし、お客様はこれに従っていただきます。

41. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

42. 需給契約の終了

(1)お客様が当社との需給契約を終了しようとする場合は、次のとおりといたします。

- イ 契約期間満了日をもって当社との契約の終了を希望される場合は、満了日の3ヵ月前までに当社にお申し出いただきます。
- ロ 契約期間満了日前に当社との契約の終了を希望される場合（中途解約）は、終了希望日の3ヶ月前までに当社にお申し出いただきます。

なお、当社は、原則としてお客様から通知された終了期日に当社の設備、またはお客様の電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

(2)需給契約は、45（解除等）および次の場合を除き、前項に従いお客様が当社に通知された終了期日に終了いたします。ただし、契約電力が500キロワット未満のお客様が当社に通知をせず、他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことにより当社との需給契約を終了させる場合、電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた終了期日に、需給契約は終了いたします。

- イ 当社がお客様の終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から3ヵ月後に需給契約が終了するものといたします。
- ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

(3)23（料金の改定）(1)および45（解除等）によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解除または解約をした日に需給契約は終了するものといたします。

(4)お客様の需給契約の終了に係るお申し出が(1)イおよびロに定められた期日以後になされたことにより当社に損害が生じた場合、お客様は当社に対し、生じた損害の賠償の責めを負うものとします。

(5)お客様が(1)ロの規定により中途解約を行う場合、または当社が 45（解除等）によって需給契約の期間中に解除を行う場合には、下記の金額を中途解約手数料として申し受けるとともに、当社が需給契約の履行および解約または解除の為に要した設備費用および工事費用等の実費を申し受けます。ただし、お客様が当社による料金の改定日に中途解約を行う場合であって、その理由が 23（料金の改定）に基づく電気料金の値上げによるものである場合は、この限りではありません。

記

（契約電力×1日あたりの基本料金×契約期間の残余日数）+（お見積り時の料金算定根拠に使用した想定使用電力量の1日当たりの平均電力使用量×従量料金の契約期間の残余期間に適用される料金×契約期間の残余日数）の計算式により算出される金額

(6)お客様が(1)ロの規定により中途解約を行う場合、または当社が 45（解除等）によって解除を行う場合には（供給開始日以降1年以内の解約に限られません。）、前項の中途解約手数料に加えて、43（需給開始後の需給契約の終了・変更に伴う料金の精算）および44（需給開始後の需給契約の終了・変更に伴う工事費の精算）の規定するところにより精算金を申し受けることがあります。

43. 需給開始後の需給契約の終了・変更に伴う料金の精算

お客様が契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき本件一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客様より申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

44. 需給開始後の需給契約の終了・変更に伴う工事費の精算

お客様が契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づいて本件一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客様より申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

45. 解除等

(1)次のいずれかに該当する場合は、当社は需給契約を解除することがあります。この場合、当社は、お客様に対し、需給契約の解除の15日前までに解除日を予告するとともに、お客様に対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②最終保障供給が義務付けられている本件一般送配電事業者に対し、最終保障供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。

イ 32（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客様が工事費負担金その他の需給契約に基づき発生する金銭債務（料金支払債務を除きます。）を支払われない場合

ニ 前各号に掲げる場合を除くほか、需給契約に違反した場合

(2)お客様が、42（需給契約の終了）(1)による通知をされないでその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は終了するものといたします。

(3)(1)の場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、当社は、(1)に規定する手続きに従うことにより、解除することができるものといたします。

- イ お客様が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
- ロ お客様が破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
- ハ お客様が強制執行、または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
- ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ホ 当社が、小売電気事業を廃止する場合
- ヘ 天然ガス、石炭その他原料等の市場価格の変動や、市況の変化もしくは災害等が当社見込みを超えた場合、または超えることが予測できる場合など、当社がお客様との契約継続を不適切と認めた場合

(4)(1)または(3)に規定するいずれかの場合に該当した場合、お客様は、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。

46. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

47. 消費税等の税率変更の際の措置

需給契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税等の税率が変更された場合、需給契約期間中であっても改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出された金額に改めるものとし、この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、新たな税率に基づいて算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

Ⅶ 工事および工事費の負担金

48. 供給設備の工事費負担

- (1)お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する等の場合において、当社が接続供給契約に基づいて本件一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客様よりその負担金を申し受けます。
- (2)電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、当社は接続供給契約に基づいて本件一般送配電事業者から請求された費用をお客様より申し受けます。

49. 計量器等の取付け

- (1)必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）は、原則として本件一般送配電事業者の所有とし、本件一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等でとくに多額の費用を要するものについてはお客様の所有とし、お客様の負担で取り付けいただくことがあります。

- (2)計量器、その付属装置の取付位置は適当な計量ができ、かつ検査ならびに取付け、および取外し工事が容易な場所とし、お客様と本件一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3)お客様の希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、本件一般送配電事業者より実費を申し受けます。

Ⅷ 保安

50. 保安の責任者

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の本件一般送配電事業者の電気工作物については、本件一般送配電事業者が保安の責任を負います。

51. 保安等に対するお客様の協力

- (1)次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。

- イ お客様が引込線、計量器等、その需要場所内の当社および本件一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の計量器もしくは本件一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2)お客様が、当社または本件一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。

- (3)必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客様と本件一般送配電事業者とで協議を行っていただくことがあります。

Ⅶ その他

52. 管轄裁判所

需給契約にかかわる訴訟については、熊本地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

53. 守秘義務

- (1)需給契約の存在および内容に関して、お客様および当社は守秘義務を遵守するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示しないものとします（ただし、当社が需給契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関連会社を除きます。）。ただし、弁護士、会計士等法律上の守秘義務を負う者に開示する場合、需給契約の履行に関連して一般送配電事業者に情報提示が必要な場合、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は除くものとします。
- (2)前項にかかわらず、当社は、お客様がこの需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

54. 暴力団排除に関する条項

(1)当社およびお客様は、互いに相手方に対し、需給契約締結時および将来に渡り、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。

イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」をいいます。）のいずれにも該当しないこと。

ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結および履行をするものではないこと。

(2)前項のほか、当社およびお客様は、互いに相手方に対し、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

イ 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為

ロ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為

ニ 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

ホ 暴力団等の反社会的勢力が当社またはお客様の経営に関与する行為

(3)お客様または当社は、相手方が前二項のいずれかの一つにでも違反した場合は、当該相手方が他方の当事者に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、需給契約を解除することができるものとします。この場合、解除した者は、本項により解除された相手方の受けた損害について、一切の賠償の責めを負いません。なお、当社が需給契約を解除する場合は、45（解除等）(1)の手続きに従うものとします。

附則

1. この需給約款の実施期日

この需給約款は、平成 29 年 3 月 1 日から実施いたします。

2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、当分の間やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3. 供給電圧についての特別措置

供給電圧については、本件一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧 3,000 ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で供給を行う場合に準ずるものといたします。

4. 需要場所についての特別措置

(1) 適用

特例設備（(3)で定義するところによります。）が施設された区域または部分のお客様から、この特別措置の適用の申出がある場合は、当社および本件一般送配電事業者との協議の結果、本約款の他の定めによらず、託送供給等約款に基づき、特別に需要場所を定めることがあります。

(2) 工事費の負担

前号に伴い本件一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、この需給約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款に基づき本小売電気事業者が本件一般送配電事業者から請求を受け、当社が本小売電気事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客様に負担していただきます。

(3) 特例設備は、次のものをいいます。

イ 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるものをいいます。

ロ 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるものをいいます。

5. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

1 か月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値としますといたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値としますといたします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価を乗じて算定された金額といたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間に使用される電気に適用します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再エネ法その他の関連法令に定めるところに従い、(1)にも関わらず、(1)によって再エネ賦課金として算定された金額から、当該金額に再エネ法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。また、お客様の事業所が再エネ法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再エネ法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合には、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格Xは別表に定めるものとします。

燃料費調整単価= (平均燃料価格-X円) × (2) の基準単価/1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月末日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

ただし、毎月 1 日以外を計量日とする需要場所のお客さま、および毎月 1 日を計量日とする九州電力株式会社の供給区域に存する需要場所のお客さま（500 キロワット未満のお客さまに限ります。）が使用される電気については、平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間につき、次の通りとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	その年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、お客さまの需要場所ごとに別表に定めるものとします。

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。

別表：燃料費調整単価算出係数等

(1) 東京電力パワーグリッド株式会社管内

項目		値
係数	α	0.1970
	β	0.4435
	γ	0.2512
燃料価格	X	44,200 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	特別高圧	21 銭 7 厘
	高圧	22 銭 0 厘

(2) 九州電力株式会社管内

項目		値
係数	α	0.1490
	β	0.2575
	γ	0.7179
燃料価格	X	33,500 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	特別高圧	16 銭 3 厘
	高圧	16 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。